

公立大学法人和歌山県立医科大学不正行為等通報処理に関する規程

制 定 平成24年11月20日和医大規程第86号

最終改正 平成28年9月27日和医大規程第33号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及びその他関係法令等に基づき、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）職員等の組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報の適切な処理方法を定めることにより、不正行為等の早期発見及び是正を図り、法令遵守精神の意識を高め、かつ社会的信頼の維持及び公平性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 不正行為等通報（公益通報を含む）

法令違反行為及びその他不正又は不当な行為が生じ、又は正に生じようとしている旨を、通報することをいう。

(2) 公益通報

次号イに掲げる公益通報者が、公益通報者保護法別表に掲げる法律に規定する罪の犯罪行為が生じ、又は正に生じようとしている旨を、通報することをいう。

(3) 通報者

不正行為等通報者及び公益通報者のことをいう。

ア 不正行為等通報者

本学関係者の不正行為等に対する通報を行った者をいう。

イ 公益通報者

不正行為等通報者のうち本学職員、雇用関係にある本学大学院生及び学生、本学に勤務する派遣職員又はその他の契約に基づき本学の業務に従事し、公益通報の可能性のある通報を行った者をいう。

(4) 通報対象事実

公益通報者保護法別表に掲げる法律に規定する罪の犯罪行為の事実、本学規程等に違反し、又は違反するおそれがある事実及びその他の不正又は不当な行為が生じ、若しくは正に生じようとしている事実をいう。

(通報の窓口)

第3条 不正行為等通報を受け付ける窓口は、危機対策室に置くものとする。

(通報の受付方法)

第4条 不正行為等通報は、原則自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、直接若しく

は郵送、電話又は電子メール等によって行う。ただし、匿名による不正行為等通報は、客観的及び具体的な根拠が示された場合に限り受け付けるものとする。

(受理要領)

第5条 不正行為等通報のあった場合、通報を受け付けた危機対策室は、通報記録票（別紙様式1）に記載し、通報者に「秘密は保持されること」及び公益通報に該当する可能性のある通報の場合は「通報者に対する不利益取扱いのないこと」を伝えなければならない。

2 危機対策室長は、通報記録票記載内容(通報者に関する情報を除く。)を当該通報対象事実該当する所属長(医療に関する公益通報については病院長。以下同じ。)に報告する。ただし、被通報者が所属長であるときは、その上司にあたる者に報告するものとする。

3 危機対策室は、公益通報者に対し、公益通報として受理か不受理か、通報のあった日から20日以内に報告しなければならない。

(内容調査の実施)

第6条 危機対策室長は、前条第2項に規定する当該通報対象所属長又はその上司にあたる者と、当該通報が不正行為等通報に該当するか協議し、該当する場合は内容調査を実施する。通報者には協議結果を踏まえ、調査を実施するか否か及びその理由かつ調査実施の着手時期を遅滞なく通知しなければならない。通知の際は、通報者及び被通報者の名誉、プライバシーに配慮する。

2 不正行為等通報内容に関する調査は、調査チームを設置して実施する。調査チームのメンバーは、危機対策室長が通報内容によってメンバーを人選し、自らは調査チームの長となる。なお、医療に関する公益通報については病院長がメンバーを人選し、調査チームに調査を指示する。調査チームは調査を実施し、結果について病院長に報告する。報告を受けた病院長は、危機対策室長に結果について報告する。

3 調査の対象部門は、調査の実施上必要な行為を調査チームに求められた時は、積極的に協力しなければならないが、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(検討及び判断)

第7条 危機対策室長は、前条の調査結果を踏まえ、公立大学法人和歌山県立医科大学危機対策規程（平成24年和医大規程第64号）第10条に定める危機対策員と通報内容の事実確認及び重要度を精査し、必要に応じて同規程7条の規定に基づき危機対策会議を設置し対応を講じるものとする。

2 通報対象事実が、危機対策会議で不正行為等該当事案であり、全学的な対応が必要と判断された場合は、速やかに理事長に報告しなければならない。報告を受けた理事長の判断で、危機対策委員会を設置し審議することができる。なお、高度の専門性を要する場合は、外部に意見を求めることができる。

3 危機対策会議及び危機対策委員会の審議結果は、調査結果報告書（別紙様式2）に記載の上、事案により必要と認められる場合は、不正行為等通報者に報告しなければならない。

(事実審議等の関与)

第8条 不正行為等通報の被通報者が、第5条第2項及び前2条において関与する役職にある場合において、自らが関係する事案の処理に関与することはできない。

(是正措置等)

第9条 第7条第3項の審議結果により、法令違反行為等が確認された場合、理事長は速やかに是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)を講じるよう当該通報対象所属長又はその上司にあたる者に命ずるものとする。是正措置等の決定に当たっては、必要に応じて危機対策室長に助言を求めることができる。

2 当該通報対象所属長又はその上司にあたる者が、前項の規定により是正措置等を講じた場合は、その内容及び結果を理事長及び危機対策室長に遅滞なく連絡するものとする。

3 理事長は、通報対象事実の内容に応じて必要と判断した場合は、関係行政機関に連絡するものとする。

(処分)

第10条 理事長は、調査の結果不正行為が明らかになった場合は、当該行為に関与した職員に対し公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則(平成18年和医大規則第5号)第43条、公立大学法人和歌山県立医科大学準職員就業規則(平成18年和医大規則第6号)第32条及び公立大学法人和歌山県立医科大学臨時職員就業規則(平成18年和医大規則第7号)第30条に基づき公立大学法人和歌山県立医科大学職員懲戒規程(平成18年和医大規程第61号)により処分を行うものとする。

(対応結果の通知)

第11条 第9条の是正措置等を講じた場合、関係行政機関に連絡した場合及び第10条の処分を行った場合等対応結果の通知は、不正行為等通報者に、利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に細心の配慮をしつつ、当該内容を遅滞なく通知するものとする。

(公益通報者等の保護)

第12条 理事長は、公益通報者が公益通報を行ったことを理由として、解雇(派遣契約又は、その他本学の業務に従事する契約の解除)等の不利益な取扱いを行ってはならない。

2 通報調査などに関係する各所属は、この規程により誠実な対応をし、かつ関係する所属は、この規程の定めるところにより対応する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、不正行為等通報に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月27日から施行する

通 報 記 録 票

案件：

通報日時	年 月 日	AM	PM	時 分
通報受理者	所属	氏名		

1 通報者

氏 名	
住 所	
連 絡 先	
通報手段	・来所 ・電話 ・電子メール ・郵便書面 ・FAX ・その他 ()

2 通報内容

被通報者	所属	職名	氏名
他関係職員	所属	職名	氏名
関係法令			
内 容	発生日時	年 月 日 ()	
	発生場所		
	関係者	上記 被通報者・他関係職員 第三者 ()	
	内容詳細		

3 初期対応状況

説明事項 通報者の秘密は、保持されること
 (公益通報の場合レ点 チェック) 通報者に対する不利益取扱いのないこと (内部職員からの通報のみ)

別紙様式2（第7条関係）

理事長	副理事長				

調査結果報告書

<p>1 危機対策会議・危機対策委員会・その他（ ）</p> <p>(1) 日時</p> <p>(2) 場所</p>
<p>2 通報内容（公益通報 該当 ・ 非該当）</p>
<p>3 審議結果</p>
<p>4 処分対応等</p>
<p>5 通報者への報告</p>

済
(レ点チェック)